選挙市民審議会
第９回 第１部門会議 議事録

２０１６年１０月２４日（月）１７：００～１９：１０
衆議院第２議員会館　第３会議室にて

司会　片木淳（選挙市民審議会共同代表）
書記　富山達夫（とりプロ事務局）

【出席委員】４名
石川公彌子、片木淳、小林幸治、坪郷實

【欠席委員】４名
小島敏郎、武井由起子、濱野道雄、山口あずさ

【注記】
第９回第１部門会議は、上記のとおり出席委員数が定足数である過半数を満たせず、懇談会となった。

【陪席・傍聴者】
太田光征、桂協助（以上、第２部門委員）
城倉啓、富山達夫、丸井英里（以上、とりプロ事務局）
及び、傍聴の一般市民

【議　題】
以下の予定された議題のうち、◎印の付いたものをについて審議した。
１）電子メール選挙運動の自由化
２）ローカルマニフェスト頒布の自由化
◎３）戸別訪問の自由化
◎４）供託金の撤廃／大幅削減
◎５）立会演説会の復活
◎６）選挙運動期間の撤廃
７）公費負担の見直し
◎８）１８歳未満者の選挙運動の自由化

【配付資料】
１）「Ｉ公職選挙法改正提言骨子案」（片木　H.28.10.24）
２）「Ｉ公職選挙法改正提言骨子案」（石川公彌子　2016.10.24）
３）「Ｉ公職選挙法改正提言骨子案（未定稿）」（坪郷　2016.10.24）
４）「選挙市民審議会第１部門中間答申素案（〈様式１〉に従ったメモ）」（2016 年 10 月 24 日　濱野道雄）
５）「１８歳未満者の選挙運動の自由化」
６）「（２）中間答申の目次立て」

会議冒頭で「とりプロ」事務局の富山達夫より配布資料の説明があったのち、議事に入った。

城倉啓：いつもありがとうございます。カガミの中の「中間答申に向けて以下の提言の審議と議決」という今日のプログラムに関するものなんですけども。１）の「電子メール」、２）の「ローカル・マニフェスト」、これにつきましてはほとんど審議は終わっておりますので、メーリングリストでの稟議レベルで、文言の調整レベルで本日審議しないという形でよろしゅうございましょうか。小林委員、それで良いでしょうか。はい。よろしくお願いします。

そして「戸別訪問の自由化」から今日の審議に入っていただきたいと思います。そしてまた７）の「公費負担の見直し」とあるところも、メールで小林委員のご意見あったように、いささか大きい主題であって中間答申には間に合わないで良いのではないかと。ただしこれは最終答申には必ず入れなくてはいけないのではないかと。そういう大きくて重い課題であると。そして全体の課題であるという風に認識して、本日は審議しないと。それに代わりまして「１８歳未満者の選挙運動の自由化」。これを付け加えてご審議いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、司会は片木代表、していただいて良いですか。

片木淳：はい。今城倉さんからお話があった通りですので、もう早速時間の関係もありますので中身に入らせていただきたいと思います。

まず私の「公職選挙法改正提言骨子案」１）の「戸別訪問の自由化」。これも大体もう大筋ご理解いただいていると思いますけども、前回まあ二、三ご議論がありましたので。それと私が気づいて文言等の修正、正確を期す修正もしておりますけども、主な点についてだけはご説明をしたいと思います。

それでまず１ページでございますけども、上にですね、これ実は原案では青い色を塗ったやつなんですが、薄くなっておりますが、「共通記述」ですね。この趣旨はですね、前にご議論、これもあったんですけども、今日も審議していただくいろんな項目があると。共通しないものもあるかもしれませんが、大体やっぱり選挙運動規制の話で同じようなことを言うということになりますので、共通の記述を立てておいて、それの個別ということにしたらどうかということでしたので。今日お示ししているのは私の担当になりました「戸別訪問の自由化」、これを書いているうちに共通するだろうと思われるところを抜き出して上に書いたという形になっておりますので、みなさんそれぞれ個別のテーマで、この共通だとちょっと自分のところとは齟齬があると言いますかね、しっくり来ないところがあるということがありましたら、どんどん添削的に修正意見をお寄せいただければ良いんじゃないかと思います。これはメールで良いんじゃないでしょうかね。

それでそこの中でですね、ちょっと変わった点は前回ご議論があって、さっき公費負担の見直しは今後の問題だということなんですが、こうやっていろんな選挙運動を規制していると。そうするといつも付きまとう問題は金権政治にならないかと。全部撤廃したら金のある者だけがどんどんやれるということになりゃせんかと。資力のある者だけが有利になるという弊害が出るんじゃないかということがありましたので、やっぱりそれは失敗だ、何かかぶせていかないといかん。ということで私は一応「なお書き」でですね-------これもまた論議しないと私自身もまだ勉強あまり進んでないんで正確な具体的提案までには達していないんですけども、大体次のようなことかなと。「資金の豊富な者が選挙で有利になることを防ぐために政治資金と法定選挙運動費用に関する規制を強化する」と。ここ「強化の検討」ぐらいで少し穏当にする表現もあるかとも思いますけども、一応「強化」ということで良いんじゃないかと思って書いてあります。そこが変わった点、一点です。

それから後はあんまり変わってませんので、ちょっと飛ばしていきまして、３ページの上から二つ目の段落で「しかし」と書いてあるところですね。伊藤正己裁判官が述べたところまで前回と一緒で、伊藤正己裁判官自身が「最高裁の判決は説得力に富むものではない」ということを補足意見の中で述べられておると。

で、その下なんですけども。その上にですね、３ページの一番上の一行目あたりに書いておいたんですけど、これは前から一緒ですけども禁止する理由を４点ばかり最高裁が言っていると。前回の議論で、これについても一々反論しておいた方が良いんじゃないかということで、私もそう思ってたんですが、ちょっと忘れてましたので、それに対応さして①②③④とですね、ま、これ反論なんですけれど、「①一部に買収、利害誘導等の可能性があるからといって、すべての候補者、すべての国民に戸別訪問を禁止すべきということにはならない」んじゃないかと。「買収等の犯罪は別途、直接これを取り締まれば足りる」と。

それから②に対してはですね、「平穏を害するといっても、車上の連呼行為等は」現行法でも認められておってですね、「重要な選挙運動」であれば、戸別訪問で来たってですね、断ることもできるんで、「国民も容認すべきである」と。

③はですね、「候補者はできるだけの選挙運動を行うのは当然のこと」であってですね、また同じような問題-------さっきの資金のある者がっていう金権選挙の問題ですけども、「金権選挙の防止は選挙運動費用の規制強化で対応できる」と。

④では情実の問題も言ってるんですけども、「情実に支配されてはならないのは、戸別訪問に限った話ではなく、選挙民の自覚とそのための主権者教育で対処すべき問題である」。

ということで、大分当時と世間の良識と言いますか、そういうものも変わってきてるんで、上の最高裁の理由なんか読んですぐおかしいなと思う人は多いと思うんですけども、まあ一応ここで一々について反論を書いておいたということです。ご覧になっていただいて何かまたお気づきの点があれば教えていただ

きたいと思います。

それから４ページにまいりまして、「３　あるべき姿」ですね。
「３．１　抜本的法改正」。この辺は前回の私の案と変わってないんですけども、まず一つは新旧対照表を付けようじゃないかということで付けてあるということだけです。戸別訪問については削除すると。その規制そのものの条文１３８条の削除とですね、それから罰則規定がありますんで、ここでは３号だけ取り上げて１３８条の違反に対する一年以下の禁錮と三十万円以下の罰金。これをやっぱり削除という新旧対照表を付けてあります。

それでですね、前回と変わりましたのは、実は「４　当面の改正」というのが立ててあったんですけども、中途半端なやつ（改正提言）はもうやらないと。それで４ページの「３　あるべき姿／めざす目標／抜本的法改正」に（「４　当面の改正」の文案を）ちょっと入れまして、「選挙運動は候補者や政党だけのものではなく、市民も積極的に関わっていくべきものである」と。まあ、この観点が従来の裁判所やら、行政の方の考え方に非常に欠けている点だと思いますんで、市民が積極的に関わっていくべきもんだということを強調することと、前の案は過渡期に運動してる候補者だけが戸別訪問してですね、そこだけ一部解禁して、一般の話は後にしようかという暫定案のようなのがあったんですけども、それはもうやらないという議論が前回ありましたので、候補者だけじゃなく市民が皆行くんだという意味で抜本的に解禁すると。
それからもう一つは「１　現行法の歴史的な経緯」に述べてあるように、対象者の一部解禁ですね。知ってる者のところに行って良いと言ったらものすごく混乱が起こるということで２年経たずに全面禁止に戻っちゃったという歴史的経過がありますので、中途半端にしても混乱するだけだろうという意味で全面的に自由化するべきであるという風に書きまして、「４」の暫定案は削除したということです。

それからこれも前回、前々回でしたかね。用語集も作らないとちょっと分かりにくいんじゃないかということで、とりあえず作ってみましたが、まだちょっと不足してるのがあるかもしれませんので、これはまあ全体的に見て、共通するやつもあると思いますので、後で整えていけば良いかと思います。案を出していただいてですね。とりあえずは「選挙運動」とか「表現の自由」とか「罪刑法定主義」とかですね、「国際人権規約」とか、戸別訪問について用語集を出しておりますが、これはですね、たまたま手元に-------ちょっと古かったんですが有斐閣のですね、『法律用語辞典（第三版）』というのがありまして、これが全部幸い載ってたんで、それをそのまま引っ張ったと。ちょっと一部抜粋で全部載せてないものもありますが。そういうことで「抜粋」と書いてますが。ということを備考に付けて一応作ってあります。参考にしていただいて全部まとめる時には、こういうような形でやればどうかなと思ってるところでございます。

私からの説明は以上でございますので、何かお気づきの点、あるいはご議論がありましたら、まずこの戸別訪問につきましてご議論いただきたいと思います。

坪郷實：えっとですね、大筋はこれで良いと思うんですが、細かい点なんですが、他のところの書きっぷりと統一が必要なのかどうかということなんですが、共通記述で「有権者」という言い方があります。で、今日議論されるように１８歳未満であっても選挙に関われるようになると、「有権者」とは限らなくなるので、ここをどう表現すれば良いのか。私のところでは当面「市民」という言い方を使って書いてるんですが、それはそういう意味でということです。片木さんのところも最高裁の伊藤裁判官の関連で書かれているところも「国民」という形で書かれているところと、あとどこか「市民」という言葉も使われていたと思うんですが、これは最後に全体として統一すれば良いと思うんですが、ちょっとそこは意識しながら議論を進めていければと思います。

それと二番目は、共通記述で新しく付け加えられた政治資金と法定選挙運動費用に関するところですが、この問題は議論をした上でやらないといけないと思うんですが、規制の強化ということなのか、透明性がそもそも足らないことによって色んな問題が起こっているという面があるので、透明性を徹底するということと、その上で規制の強化っていう問題があるんじゃないかと。透明化とか透明性とかいう問題を入れた方が良いと思います。

それと１ページの「１）戸別訪問の自由化」のところで、これも一般的な表現としてどうなのかってのは対案が無いんですが、犯罪と取り締まりっていうのは分かるんですが、取り締まりというのはですね、従来の警察等との関係での取り締まりという議論で、取り締まりという用語以外で適切なものがあればそちらの方を使った方が良いんじゃないかっていう、これも印象なんですけども、ちょっとその辺、何か良い表現があればということなんですが。

それと「３　あるべき姿」で片木さん言われたように、選挙運動というのは候補者・政党だけのものではなくて、市民が積極的に関わっていくべきものだと。この視点を出すのはやはり非常に重要だということで、私の選挙運動期間のところもこの観点から書いていきましたので、この点は良いというように思います。

小林幸治：坪郷さんからご指摘いただいた言葉の使い方については第１・第２部門会議とも最終的にはすり合わせて、その前提として第１部門の中ではちゃんと言葉の使い方を統一しとかないといけないのかなっていう、同じ意見です。
戸別訪問の自由化の中身については基本的にこの内容で全く異論はありませんので進めていただければ

と思うんですが、坪郷さんからご指摘のあった共通記述のところで全く同じ指摘に繋がるところなんですけれども「政治資金と法定選挙運動費用に関する規制を強化する」。これ、もちろんどちらかの考え方とすれば買収も含めて強化するという考え方に全体としては流れる可能性が高いのかなと思うんですが、現行法上規定されていることも場合によってはその見直しによって緩やかにされる事項もあるのかなって。全体を強化するわけではないのかもしれないなと思いますので、ここら辺はちょっと緩やかな言葉で「…関する規制を見直す」とか、その前提として坪郷さんがおっしゃっていた「透明性を確保するために」というようなことを入れておくというのも、こちらの意図が伝わるような形でより明確にしておいた方が良いのかな。で、強化だけではなく、多分ちょっと緩和するような可能性も、「この規制は要らないよね」みたいなことも出てくる可能性はあるのかなっていう気もしますので、その辺はちょっと柔軟な言い方にしておいた方が良いかなと思います。あんまり細かい所を指摘する方もいらっしゃらないのかもしれないんですけど、「中間答申では強化するって言っておきながら、最終答申ではここはどうなんだ」っていうようなことにならないような、予防線はっておくという意味ではないですけど、そんな記述にしておいた方が後々やりやすいかなって意味での指摘です。以上です。

片木淳：はい。ありがとうございました。

まず一番の「市民」という言葉、わたしも「市民」の方が良いと思いますので、あまり議論する機会も無ければ大体「市民」中心に。「有権者」とか「国民」とか書いているところは「市民」で統一していくという風に大筋決めておいて、それで不都合があればまた直していくということでよろしんじゃないでしょうかね。

それから共通記述の今お二人からご議論あった政治資金と法定選挙運動費用、その通りでそれでよろしいかと。わたしも「強化」はちょっと結論が出ていないのにきついかなと思ってたんですが…。一つはですね、これは見通しの問題なんですけども、政治資金は第３部門でしたかね、何か中間答申では出てこないか、今のところ…。

城倉啓：はい。中間答申では第３部門はそこに至っていません。あと政治資金そのものを真正面から行くかっていうことですが、２年間でも行けるかどうかがちょっと不透明。政党助成の方から先に入っていくということですので。

片木淳：最初の頃に「企業団体献金の禁止」は書くというような流れで言ったようなことがあったよね。

城倉啓：それもあの、ありがとうございます、全体審議会に出さなきゃいけないなと思っているんですが、私も思い出しまして、この前の事務局会議で企業団体献金については、とりプロ事務局の方で原案を作ってですね、様式は１なのか２なのか３なのかはちょっと自信のないところではございますけど、５月の「見解」で出すって言っている限りにおいては出さないとまずい。企業団体献金出すって言っている限りにおいては、それはもう何か出さないといけないけれども、部門にまだ振っていないので、それはこちらのある種の落ち度ですので、事務局の方で原案を作らせてもらおうかなと。

後、政治資金に関しましては、第３部門の加藤委員にお引き受けいただいた時に政治資金規正法の専門家としてお引き受けいただいたところが、ご病気のために委員を辞退、辞任されたんですよ。それもあって前に進んでいないという現状でございます。

片木淳：ありがとうございました。今の点ですけど、ちょっと横の話になるんですが、手続き論として事務局で作って部門をすっ飛ばかして直接提案するんですか。ちょっとそこらが引っかかったんですけどね。

城倉啓：まずいですね。手続き論として非常にまずい。ただ事務局の中に委員の者もいるという。桂委員と太田委員、また山口あずさ委員は事務局でもあるということであれば、ギリギリなんとか。ただし部門の審議を経ていないということですから、もしご懸念あれば…、あ、片木代表が作っていただければ何にも権威的には問題ないという風に思っております。

片木淳：そうするとこれ第１部門に移さないかんということになるでしょう。部門の話でしょ、大体。個人の委員じゃなしにね。

城倉啓：そうですね。これが公職選挙法ではなく、政治資金規正法という関連法の問題なので、関連法制であるから第３部門という、そういう流れなんですけども、もう手一杯でそこまでいけておりません。

片木淳：たとえばその文案を見せて、それで了解っていう３０分ほどでやるっていう段取りにはならないですか。やっぱり議論が色々説明もしないといかんし…。

城倉啓：それはどうでしょう。１１月４日に共同代表者会議をやります。そこに事務局案、原案をお出しして、共同代表者の三人の方からご提案いただいたら良いかもしれません。

片木淳：それは良いかもしれません。

城倉啓：それで良いですか。すみません。お願いします。

片木淳：それはちょっと規約を見て、手順として構わないと。

城倉啓：はい。規約上は「共同代表者は提案できる」という風になっていると。その文があったと思います。手続き上それでクリアできるかと。

片木淳：なるほど、なるほど。分かりました。

城倉啓：すみません。ありがとうございます。

片木淳：それから後段の法定選挙運動費用に関する規制の強化。まあ現行法でも上限額が設けられてるんで、確かにおっしゃるように規制だけはちょっと曖昧なので制度の改正、強化する方向での改正もあるし、もし現状でよく「あんなもの誰も守ってない」というようなこと、よく言いますんでね。だから運用でおかしいじゃないかと。それで運用を強化せよと。まあ両方含まれてるんで、そういう意味では入れる余地もあるかと思うんですけども。それで小林さん、その緩和するかもしれないというのは例えばどんなあれでしたか。あるとすれば。

小林幸治：今日、本当はお示しする予定だった公費負担ですが、色々な資料見て、本当に細かく規定がされていて、よくこんなに細かく本当に毎回の選挙で計算するのも大変だろうなっていうぐらいの基準になっているので、その辺はある意味法律で定められているもの、また政令で定められているものの基準を撤廃するなり緩和するなりってことであれば、ちょっとそこの部分は規制を強化するというよりは、ちょっと本当に抜本的に見直すみたいな話にもなってくるのかなっていう気もしてます。

片木淳：だから元々の考え方っていうのは、個別の選挙運動規制は、戸別訪問もあるし、色んな文書図画もあるんですけど、そういうものはもう規制撤廃と。なくすと。自由化と。で、金の問題があるから総枠でくくって、その総枠だけでしか規制は無いと。その中で好きなようにやれという建て方をしようっていう流れなんですよね。ですからここで言う選挙運動費用-------これはもちろん定義が必要で、そうは言ったって何が選挙運動費用で何が選挙運動費用でないのか政治活動費用も入れるのかとか、ちょっとそこは研究せないかんと思うんですけれども、しかしそういう定義を抽象的に総括的に決めてしまって、そしてその範囲内でやれと。ちょっとわたしも勉強不足ですけれども、イギリスの体制はそうなってるんですかね。ちょっとそこの選挙運動の定義規定までは私も知らないんですけどもね。

　いずれにしてもそういうことでやるとすれば、さっき申し上げた制度の強化っていう意味では今の上限費用を下げるっていう話は一つ出てきますよね。強化であれば。現在２千万とか３千万とか決められてますよね、選挙ごとに。あれを、あんなんじゃ甘いと。もっと金使わないで済ませろという方向の改正もありうる。

坪郷實：選挙運動期間を撤廃すると選挙運動費用という概念自体は変わると思うんですね。そうすると全面的にこれを位置づけ直す、あるいは、それによっては政治活動と選挙運動の区別を今していますが、この区別は果たして妥当なのかという問題になると、この辺のものはかなり変わってくるのかなというのはありますけども…。

片木淳：しかしいずれにしても、選挙運動費用-------プラス政治活動費用と足しても良いんですけども-------それの総枠しか認めないと。でないと金権政治になるからという発想であれば、その計算はいつから始まるのかという期間は出てきますよね。それはしかし選挙運動期間と名づけても良いんだけど、今まで言ってる選挙運動規制をしておいてそれができる期間だっていうのとは、また違う期間でしょうね。まあそれは定義を整理しておけば良いんでしょうけどもね。

小林幸治：まさしく坪郷さんおっしゃったように選挙運動期間を無くした時に、じゃあお金の部分でどういう形・どういう仕組みで誰がどこに報告させるのか。それを透明化するってどこでどういうチェックするのかっていうのが、行政組織の側でもどこがやるかって話。結構これは細かい話にもからんでくることなので、こうだからこうだっていう結論は今日はとてもじゃないけど出てこないと思うんですが、少なくとも選挙運動期間が無くなれば選挙運動資金という言葉自体も存在し得なくなるかなという気はしています。

　だから年間通して政治資金規正法の中で基本的には各都道府県の選挙管理委員会に収支報告書を出してると思うんですけど、そういう形で提出するものに関しては上限規定が無いですよね。そこも議論が多分

必要なんだと思います。年間を通しての政治活動も含めた形だと上限規定を設けるべきか設けるべきじゃないかっていう議論も出てくるんだと思います。そう考えると規制の強化だけには当たらなくて緩和っていう形にも捉えられるっていう風にも思える、という気はしています。
　ですのでちょっと今の段階では、相当多岐にわたる問題でもあるので、あんまり限定的な言葉遣いをしない方が安心かなという意味合いでしかないんですけど。

片木淳：分かりました。ですから規制強化するっていう言い切っているのは、「検討」とか「見直す」とか、さっきおっしゃってた案文で良いと思うんですけどね。ただここで書き込む趣旨は上に言っているように、「解禁する、解禁する」って言うと、前からみなさん心配しているように、「じゃあ金持ち対策どうするんだ」っていうことになると、「心配ないよ」という流れで書くんですよね。そうするとそれを緩めるというと話がちょっと違ってきて…。

小林幸治：これ政治資金と選挙運動費用全体にわたって強化するっていう流れになってるんですけど、本当に強化すべきところっていうのは買収だったり、お金で票を買うっていうことは徹底的に強化すべきだっていう考え方に拠れば良いのかなっていう気はしています。いわゆる、分かりやすい金権政治と言えるものについては徹底的に強化しますよっていうような具体的な表現・文言までは考えてないですけど、基本的にはそういう考え方で、あとは全てとは言わないですけど強化すべきところもあるんでしょうけど基本的に自由にやろうというのが全体の流れなんだろうなと思いますので。強化すべきところはここなんだというのは買収っていうお金で票を買うっていうことは徹底的になくすべきだっていうのは、言い切っても間違いはないと思うんですけど。そこら辺の表現の仕方かなっていう。

片木淳：ということはあれですか、法定選挙運動費用は削る、という提案ですか。もう買収みたいな、そういう何て言うかね…いや、しかしそれはちょっと趣旨が違うんだよね…。
　やっぱり何というか、やたらに金で選挙運動をバンバンやられたら困るというね、議論の抑えを考えているんですよね。我々としてはね。
　分かりました。じゃあちょっとね、ご趣旨は分かったんで、文案を少し検討みたいな話に変えてまた撒きますので、よろしくお願いしたいと思います。

　ただもう一つ、透明性とだからその縛りが要るんですよね。やはり。透明性だけじゃなしに直接縛ることが要るのかどうかという問題になりますね。ま、もちろん透明性だけで良いじゃないかというんなら、それは良いんだけど。金持ちはどんどん使って「いや俺は金持ちだからね」って言って世間に出せばそれは良いっていうことになるわけですよね。透明性。それはまた選挙民が「あいつやたらに金権政治やってる」って批判するっていう、そこに期待するだけでやるのか、いま公職選挙法であるような選挙運動費用の上限というものを設定してそれで縛っていくのかね。
　ただ我々としてはまだ議論してないから、それはちょっと中身はどうなるかわからないんですけども。ということで、ちょっと透明性だけだと流れに合わないんで、やっぱり抑えが要ると思うんですけどね。

　それで、イギリスのやり方っていうのはやっぱり上限みたいなやつを設けて規制してるっていうことですよね。だから選挙運動期間はもちろん規制してないから無いんだけども、１年ぐらい前からはその中でやれと。責任者決めてそれが全部会計をちゃんとやれと。透明性はもちろん公表し、どこかに届け出て公表と。そういう風になってるようですけどね。それはちょっと研究してみないといけないのですが…。
　いずれにしましてもその辺をちょっと考えて修文をしてまたご議論をいただければ、ということでよろしいですかね。

　それから二番目、坪郷先生からご指摘いただいた、今のが透明性でしたね。それから三番目が取り締まりですね。戸別訪問の自由化の５行目の。これは「規制」で良いですか。「規制」ぐらいでよろしいですかね。じゃあとりあえず「規制」という言葉。

　大体そんなところでよろしかったでしょうかね。何か他に。よろしゅうございますか。それじゃあ次に行きますが、石川さんは今日は何時頃に…？

丸井英里：今いらっしゃいました。今通行証を持っていったので、もうすぐいらっしゃると思います。

片木淳：じゃあちょっとお待ちください。

城倉啓：じゃあ今の時間に…。
　配布資料の一番最後の方に付けておいた中間答申の目次のところを見ていただいて、先ほど共通記述の話がありましたので、古い文言の方を使っておりますけども、これは一つの見本と言いましょうか。表紙が中間答申と書いてあって、前書きに趣旨説明を１ページ付けると。そして目次を２ページ見開きぐらいにして、そして公職選挙法改正提言骨子というものを４ページ分作ると。その中で例えば今回、（１）で「選挙運動を自由に楽しく」と、これは事務局側がつけたまとめなんですけども、それに共通記述を載せていると、片木代表のお作りになった。で、１）、２）、３）、４）という風にして。これは（１）の中に、この片カッコが四つ入っているような構造。これが分かるように目次もきれいにしようと思っています。です

ので、目次で要約を見るならこのページ。そして本文を見るならこのページ。また要約文のところにも本文はこのページなどというようにして、『くらしの便利帳』みたいにして、読みやすくすると。こんな仕組みにして共通記述を活かしていくという風な目次を事務局としては考えています。それで改正提言要綱本文のところを、まあ６０ページ分ぐらいになるかなと思っていますが、そこでまた同じような順番ですけれども本文が書いてあると。最後に用語集を入れると。全部末尾のところにですね。全ての用語集をあいうえお順にして載せるっていうような感じで組み立てていこうかと思ってます。もうちょっとまた見やすくなるような工夫もですね。これ文字ばっかりなので。もうちょっと見えるような形にしたいなと思ってますけども。大体このような方向で進んでおりますので、ご了承いただきたいと思います。

片木淳：この文字ばかりっていうのは、あれですかね。何か図みたいなやつを入れていく、工夫するっていうことですか。

城倉啓：これからちょっと考えさせてもらって良いですか。すみません。

片木淳：はいはいはい、いやいや申し訳ない。それから用語集はどこに入れるっておっしゃいましたか。どこか書いてありますかね。

城倉啓：ここにちょっと載せてないんですけど、用語集を巻末ですね。巻末に辞書のような感じにして全てのものを。その方が用語集としては使いやすいだろうという風に思っております。

片木淳：何か他にご議論ありましたら…。

坪郷實：この最初の大きな（１）のところに入れる１）、２）、３）、４）というところの５、６行のものはそれぞれの担当者が最終的には作るっていうことですね。

城倉啓：はい。最初に担当者の方が５、６行作っていただいて、それをみなさんに見てもらって小直しがあったりすると。そういうような段取りでございます。

片木淳：片カッコの方ですね。

城倉啓：ええ。片カッコ、「戸別訪問の自由化」であれば、これは片木代表が作ったものをそのままくっつけておりますので、これは担当者が原案を作っていただくと。はい。

片木淳：よろしゅうございますか。
　石川さん、お待ちしておりました。今日、審議する項目がいくつかあるんですが、従ってあまり時間無いんですけど、とりあえずご苦労様でした。色々と手直しもしていただいたようですので、これにつきましてちょっと簡単に修正点やらご説明いただけますか。

石川公彌子：すいません遅くなりまして失礼いたしました。私の担当は供託金に関してなんですけれども、いくつか改正案を出させていただいた中でですね、例えば１０分の１引き下げ案とかですね、全廃というもの。かなり幅を持ったものを提案させていただいたんですが、どれかやっぱり一つに絞った方が提案としても分かりやすいだろうということで、折角ですからここはドラスティックにということで供託金を全廃するという案をですね、提言させていただきました。
　で、現行法の歴史的な経緯に関しては最近の動きをちょっと入れておきまして、実は２００８年にですね、公職選挙法の一部を改正する法律案として供託金の減額、没収点の引き下げなど盛り込まれていたんですけども、それが通らなかったということ。それからですね、一番直近の動きですと２０１６年、今年の３月に自民党青年局政策提言策定において供託金の引き下げということが課題になっているということを取り上げまして、歴史的な経緯としてもですね、やはり戦前にも廃止案などもございましたので、かなり歴史的に見ても無理があるのが現状の供託金の制度であるということと、また国際的にですね、同時代で比較をしてもかなり日本は高額で異例であるということを盛り込みまして、やはり廃止にするのが妥当であろうという世論を喚起できるように努めたい。ということでこのような案にさせていただきました。

　全廃案といたしましては、まず現行法では公職選挙法第９２条において供託金の額が設定されておりますので、それを削除するということですね。
　それから９３条では供託金の没収に関する規定がございますので、そちらも削除をするということ。
　それからですね、９４条では、これは比例代表の場合に届出政党が供託金を没収するというような内容が定められていますので、こちらも削除をするということで、全面９２条から９３条、９４条までを削除するという案を提言させていただきました。

　やはり抜本的な改正によって何が必要かと言うと、今わたしたち日本社会が直面しているのは正に過疎化とか少子化とか格差拡大、非正規雇用の若者が増大しているなんていうことですとか、あるいはブラッ

ク企業問題とか、過労の問題などですね。そういう喫緊の課題を解決するためには、やはり当事者である若者とか子育てを実践している方たちとかですね、そういう割といわゆる資力に乏しくて高額な供託金を支払うということが大変難しいという方たちが当事者である問題が非常に日本の大きな社会問題になっていますから、やはり当事者の声というものを反映して実態に即した政策立案をするためには、やはり議会においても当事者がですね、議席を占めていくということが大変重要ですので、そのような方々が選挙という場に登場しやすくするためには、やはりここは供託金というものを全廃していく、廃止をしていくということが必要なのだということをですね、提言させていただきました。

やはり世の中全体が感じている、なぜ政治が-------特に政党政治というものがですね、国民の信頼に答えられないのか、国民のわずかながら残っている期待というものに答えられないのかという、低投票率の背景にあるような課題を解決するためにも、この供託金の廃止というものが非常に効果的であるのではないかなということを前面に押し出していったという次第でございます。

片木淳：はい。ありがとうございました。それでは何でもご議論なり質問なりお願いしたいと思います。

私からすいません、これちょっと今サッと見ただけなんですけど、よく言われている必要性は泡沫候補-------泡沫候補とは失礼な言い方だという議論があるんですけども、それを防ぐためだということで、前にフランスで署名で代替するという話もあったんですけども。まず賛否、賛否というかそういう主張に対して判例もここに引かれているんですが、それに対してそんなものは要らないんだという記述はどこかにありましたかね…。

あれですかね、４ページの上から３行目辺りの「高額な供託金を寄付で賄える候補者は極めて少数であり、司法の前提と選挙をめぐる現状とは相当の乖離がある」ということですが、「司法の前提」はその前に書いてあるわけですね。「真に当選を争う意思を有しない者を候補者から排除すること」とはっきり言っておるんですな。「立候補届の取り扱いに差異を設けることを目的としたものではない」。で、４ページの上から２行目は結局、一定の得票数があれば没収されないじゃないかってなことを言ってるんでしょうかね、これ。そこら辺ちょっと、あれじゃないですかね、お考えを。

石川公彌子：はい。あの、供託金を全廃するといわゆる泡沫候補であるとか、あるいは宣伝目的、売名目的の候補が出てくるというのは、今のご指摘いただいた横浜地裁の２００７年の判決においても述べられているんですけれども、現状他の諸外国を見てもそのような候補が乱立しているという現状は無くてですね、もし一時的にそのような候補が出たとしても、やはり有権者の良識によって淘汰されていくものだろうという予想を立てておりますので、特にそれは必要ではないのかなということと、逆に供託金の代わりに署名を必要とするなんてことになってきますと、例えば特に地方議会選挙の場合ですと、現状女性議員が非常に少ない、立候補者自体が少ないという問題がありまして、その中にはやはりある種、自治会とかその他の職能団体とかトップが持ち回りで推薦をしてもらって立候補するなんていう現状がございまして、そうなってくるとですね、必然的に女性が排除される。あるいは女性が志を抱いて立候補しようとした時に、いわゆる村八分のような状況になってしまうということが現状でもまだございますので、中途半端に署名制度というものを設けると逆にそういう立場にある方がですね、圧力を受けて署名が集まらなくて結果的に立候補を妨げられるという事態が起きかねないのではないかということを懸念いたしまして、あえてハードルを下げるという意味においても、そのような例えば署名を集める、推薦人を集めるというようなことはここには盛り込んでございません。

片木淳：分かりました。あのちょっとみんな知ってる人も結構おって議論になる可能性もあるんで、どうでしょうかね、そこは。例えば２ページにフランスとか何か言ってますよね。諸外国。そうするとこれから国会議員のところへぶつけていく時には、もう知っている人は「あそこは署名があるじゃないか」とか何か色々と言うだろうと思うんですよね。だから署名案を付けないなら付けないで、その理由を言っておいた方が良いんじゃないでしょうかね。どうせ議論になるし。

それから今さっきおっしゃったやつは説得力あるんで、諸外国ではそういうところは少ないと、無いところもあると。それから特におっしゃったあれですね。さっきまあ議論で「有権者」という言葉を一応「市民」で統一しようかなっていう議論になってるんですけど、市民がチェックしていってもうそんな泡沫候補っていうのはいずれ長期的には無くなるとかね。最初泡沫候補っていうのは泡沫かどうか分からないわけだから、失礼な話でもあるわけで。そこら辺ちょっと付け加えた方がよろしいんじゃないでしょうかね。どうでしょうかね。

坪郷實：違う論点かも分からないんですが、供託金があることによって、ここでも「真に当選を争う意思を有しない者を排除する」っていうことが目的だとありますが、逆にこれが無くなったからといって特に候補者が増えるっていう効果が働くとは確実には言えないのではないかと思うんですね。むしろ現状でも自分の名前をみんなに知らしめたいという形で、例えば東京都知事選挙なんかの場合にはたくさん出るわけですよね。そういうところに関しては供託金があるなしっていうのはあまり関係ないんではないかと思うので、その論点というのは本当の論点ではないんじゃないかっていう風にわたしは印象としては持つんですけども。

むしろ署名制度を入れることによって、それが別のハードルになるならばそれはやらない方が良いとい

う、明確にその論理を書いた方が良いかも分からないですね。
　ドイツのケースでも政党法があるので政党はそのまま何も無しで候補者を提案できるわけですけども、無所属で、単独で出したい場合にはそういう規制があることとの関係上署名ということがあるようですけども、それはそういうやり方なので、それを日本で同じようなやり方をやる必要は無いんではないかというようにも思いますね。

片木淳：今の点どうですか。石川さん、お答えというか…。

石川公彌子：そうですね。やはり市民による淘汰ということはちょっと強調して、市民の良識に信頼するというそもそもの普通選挙の理念というものをもう少し打ち出していきたいという風には思います。
　それからやはり署名とか推薦人等の補足的な事項を付けない理由というのも、第３部門等でご議論いただいているように女性議員を増やすという観点からもやはり付けないことが必要なのではないかという風に思いますので、その辺もですね、しっかり明記をしたいという風に思います。はい。ありがとうございます。

片木淳：はい。ありがとうございました。じゃあ太田さん、どうぞ。

太田光征：第２部門の太田と申します。実は私も選挙無効訴訟の形でこの選挙供託金を争点にした裁判やってるんですけれども、判決ではやっぱりこの横浜地裁と似たようなことを言ってるんですよね。真に、真面目な目的を持ってね、争う意思の無い候補者を排除するんだと。それが立法目的だと判決は言ってるんですけれども、私、訴状を書くにあたりまして国会審議を随分調べたんですけども、不正行為を排除するためという立法目的についての議論というのはほとんどありませんでした。やっぱりもっぱら泡沫候補を排除することが目的だという議論はあったんですけども。ですから判決というのはどうも国会で議論されていない、実際に議論されていない立法目的をでっち上げていると思うんですね。そこら辺の批判をもしかしたらした方が良いのかなという点が一つと、あとやはり泡沫候補の排除を理由とすることはけしからんということをやっぱり一つはっきりと批判しておいた方が良いのではないかと思います。
　あともう一つ、この前から気になっていたのは無所属候補についての表現をどうするかということが言われて、今回は無いんですよね。この点について少し説明をしていただければなと思うんですけれども。

石川公彌子：はい。無所属候補に関してはですね、やはり現実の改正過程としてはですね、政党の、特に与党の協力を得て改正案を通さなくてはいけないという現実的な事情がございまして、そこで過度に無所属候補ということを強調すると、そこがネックとなって議論が進まないなどということが起こると、これは市民の利益には反することなので、あえて足を引っ張られるような文言は追加しない方が良いのではないかと判断いたしまして、無所属候補に関しては特には言及していないという構成を採りました。

片木淳：太田さん。今の無所属の議論は、どんなあれでしたかね。今のでよろしいんですか。何かやりとりをしていただいても良いんですが。

太田光征：そういうご配慮であるならばそれでも良いと思いますけれども、まあそれを言わずともこの文章の書き方自体から政党に所属してない者が不利だということはもう明々白々でしょうから、ほとんど論理必然的に特に無所属候補が不利であるということは多分文章自体から読めますので、特に入れなくても良いかなという気はしています。はい。

片木淳：はい、分かりました。じゃあご了承を得たっていうことで、とりあえずね。観点は別としまして。えっと、それでは今の石川委員の担当部分、供託金の廃止問題、よろしゅうございますか。何かあれば。はい。どうぞどうぞ。

小林幸治：質問なんですけど、ちょっとテーマ的には違うんですけど、公費負担の部分と供託金って微妙に絡んでたりもするので、公費負担、あまり心配してもしょうがないのですけど、供託金を廃止するとどんどん候補者増えるよねっていう。その時に公費負担が増えても良いのっていう議論になりかねない。そこは何かちょっと持っていても良いかなっていうレベルの話で、折角の機会なので石川委員から公費負担について、こんな考え方もあるんじゃないかみたいなことも含めて少しご指摘いただけたらありがたいです。

石川公彌子：公費負担に関しては、そういう議論がよく出てくる背景には、やはり選挙運動のあり方全体に対する不満というものが非常に大きいのかなと思っておりまして、やはり選挙カーを使って名前を連呼するという、いわゆる選挙のスタイルというものが市民から大変評判が悪いと。そういう評判が悪いというものになぜ公費を投入しなければならないのかという批判がですね、一番大きい観点なのかなとも思います。

ですから泡沫候補ということとも関連するんですけれども、やはり選挙のスタイルとか、あるいは日本は記名式の投票方式を採っておりますので、どうしても名前を浸透させるみたいなことが必要になってくると当事者が考えがちであるということですとか、そういう幅広い問題も絡んできますので、そうですね、公費負担の問題と供託金の問題というのは確かに観点としてはよく出される議論ではあるんですけれども、その公費負担の是非を巡ってというと、やはりこの選挙運動のあり方全体が関連してくるので、そこまで踏み込むとちょっと議論が拡散してしまうのかなという感じは受けます。

もちろん現状の選挙というのが無駄なお金がかかるというようなことは色々指摘されている通りですし、現状の選挙運動のあり方自体が正しいという風にも思っておりませんので、それはそれで選挙のあり方そのものを考えるということで、議論に乗せていくべきかなというふうに思っております。

片木淳：あのちょっと私それで思い出したんですけど、どのぐらいの供託金、何千万集まって、どのぐらい没収になって、その一方で選挙費用は何十億とかっていう、そういう情報はちょっと何か欲しくなってきましたね。

城倉啓：以前第１部門でお配りいたしました「供託物没収額」というものですね。第４７回衆議院議員総選挙の場合は、二つ、小選挙区と比例合わせて、１１億８８００万円と。同じく４６回の場合２４億円と。参議院の場合は、第２３回参議院ですから一個前ですか、7億８０００万円と。で、記憶ですけども全国で国政選挙の場合、６００億から７００億くらいの選挙のお金がかかってるんじゃないかと。

なお供託の没収されたものは「雑収入」として引き受けられているのであって、選挙の費用に充てられてるというわけでもない。そういう関係にあるというのを予備知識としては必要かなと。

片木淳：そう。それを言わないと、選挙費用を賄ってるんだから要るんじゃないかっていう議論がまた出てくるから、ちょっとこの２ページ辺りに今の点を付け加えておいていただいたら良いんじゃないでしょうかね。

えっと、それじゃあよろしいですか。じゃあ、次に行かしていただきたいと思います。坪郷先生から、選挙運動期間の廃止につきましてご説明をお願いいたします。

坪郷實：はい。前回これを提案するはずだったんですが、出席できなくて案自体も本日の配布になってしまって申し訳ありません。それで、従来の議論を基本的には踏まえてやっているつもりなんですが、最初に前置きになりますが、今日の提案の整理をしてみますと、やはり選挙運動期間を設定したということによって、市民が自由に参加をするという選挙主体が市民であるということが、むしろ議論から排除されているという印象を強く受けました。その意味でも選挙運動期間の廃止によって、市民にとっても候補者にとってもより自由な選挙運動ができるのではないかという観点からまとめたいということで書いております。

「未定稿」とありますように、若干まだ整理が十分でないところと、一部論点を入れないといけないところがまだ残っていると思います。特にここでまだ入れていないのは選挙期間中に政治活動が今度は逆に規制されるわけですけれども、それについての論点はまだ入れていませんので、それは入れる予定にしております。

それからまず「現行法の歴史的な経緯」ということで、今日の配布の資料に入っていきますと、一番最初の１８８９年の衆議院議員選挙法では、選挙運動の方法とか、選挙運動費用については制限を基本的に設けていません。書かれているのは投票所内における運動を禁止するということのみだということがあります。その後、普通選挙法ができるまでは明治憲法、衆議院議員法に基づく勅令、あるいは議員法などによって「選挙運動期間は３０日から１１０日の期間に」という関連する規定がありまして、この範囲内でこの期間の選挙は行われています。まあ短いのは５０～６０日、かなり長いのは１００日ぐらいの選挙運動期間をとってやった事例が普通選挙法まではあるということです。

１９２５年の普通選挙法に初めて「議員候補者、選挙事務長、選挙委員または選挙事務員にあらざれば選挙運動をなすことをえず」。ただ、これに但し書きがついてるんですが、「ただし演説または推薦状による選挙運動はこの限りにあらず」の規定が作られました。これによって初めて事前運動禁止の規定がまず設けられたということになります。

しかしですね、この規定を巡って特に本文と但し書きの関係の解釈について議論が分かれたということがありました。それは、但し書きというのは本文にのみ掛かってるという風に見るか、但し書きがあるので事前運動禁止に当たらないで選挙運動期間前にもこれを行えるという解釈ができるのか。そういう議論があったためにですね、１９３４年の衆議院議員選挙法によって、今度は９５条の２、９６条で立候補届出前の一切の選挙運動を禁止をするという規定が設けられました。これによって但し書きにある演説または推薦状による選挙運動も立候補届出前はできないという風になったということで、選挙期間の設定と事前運動の禁止というのが、この１９３４年の新たな規定によって完成をしたということになります。

で、この‘３４年の法律ができた時の理由は、これ公職選挙法逐条解説の中の説明によりますと、「選挙期間中であると否とを問わず常時選挙運動を行われることにより選挙運動費用の増加を避ける」。それから「常時の選挙運動の規制の困難による」。規制が困難であって不正行為の発生を抑えるってことが難しい。まあそういった理由からですね、立候補届出前の一切の選挙運動の禁止をするという規定が設けられたということになります。

第二次世界大戦後は‘４５年に衆議院議員選挙法が改正され、さらに各選挙法を一本化して公職選挙法

ができましたけれども、その時に選挙運動期間と事前運動の禁止というのが継承されて、引き継がれてですね、当初は国政レベルと都道府県レベルは３０日、それ以外の自治体の場合には２０日ということでしたが、これが５１年から９回に渡って選挙運動期間が短縮され続けたという一覧表を挙げております。

それで「２　現行法の概要／問題点／改革課題」というところですが、まずは、「これまで法律の明文規定無しで、選挙運動と政治活動の区別が行われ、公職選挙法で選挙運動期間を定め、選挙運動期間前の事前運動を禁止している」というのが現行です。

これについては選挙運動と政治活動については公選法上の明文規定が無いわけですが、戦前の大審院の判決それから戦後の最高裁判決によって通説として、選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者に当選を得させるため、投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な行為をすること」という解釈が行われました。しかしこれは抽象的な規定であってこの両者の区別をすることは自明ではありませんので、具体的な事例ごとの判断に結果としてはなっているのではないかというように思います。

それで事前運動についても、事前運動と他の政治活動を区別することは実際上は非常に困難であると大体議論がされてきていまして、警察庁による事前運動に関する警告数がかなりあるんですけども、それに比べて検挙率は非常にわずかであるというような実態があると。政治活動については東京都選管の『政治団体の手引き』にありますように「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれを反対することを目的として行う直接間接の一切の行為を指す」というようにこれまではみなされてきたということになります。

それで選挙運動期間をなぜ設けるのか、事前運動をなぜ禁止をするのかという根拠・理由として先ほどの 1934 年の改正での理由が一つはあります。ここはちょっと繰り返しになってますのでちょっと整理が必要だと思いますが、「選挙期間中であると否とを問わず常時選挙運動が行われることによる選挙運動費用の増加を避け」る。それから、常時選挙運動の規制をするのが困難になるので、期間を設けることによって「不正行為の発生を抑えるという理由」が一つ戦前の場合には挙げられています。

戦後についても公職選挙法は選挙運動期間を短縮してきているわけですけれども、その場合の理由としては、例えば公職選挙法改正要旨の中に「選挙費用の縮減の見地」という文言があります。あるいは『公職選挙法逐条解説』の中では「各候補者の選挙運動を能う限り同時にスタートせしめることとして無用の競争を避けたいという考え」があると。さらには有権者等からの議論としては「選挙カーなど騒音の問題」があるなどが挙げられてきたということになります。

こういった形で選挙運動期間が設定され、さらにそれがこういった理由からどんどん短縮をされてきたわけですけれども、改正の時点での特別委員会などでの議論の議事録を若干見ましたけれども格別大きな議論が無いままに短縮をされてきたという経過もあるようです。

それでこういった選挙運動期間が規定され選挙運動期間が短いことによって、政権党・既存の政党・現職議員は、選挙前の政治活動が行えますので、これによって圧倒的に有利な状況ができていて、事前運動のできない新しい政党や新人候補は不利な条件を強いられていると。こういう状況がありますので選挙運動期間の設定と期間短縮というものは政権党・既存の政党・現職議員に有利な理由付けになっていると。こういう選挙運動期間を規定することによって「選挙の主体を候補者と選挙運動員に限定して詳細な規定が設けられている」ことになり、「そのため、そもそもの選挙の主体である市民が、自由に選挙運動を行うことが、制限・規制されてきた」ということになります。

それで海外の事例を見ていきますと、「アメリカ合衆国、ドイツ、イギリス、イタリア、カナダなどでは、選挙運動期間の規定はない」です。フランスは、選挙期間はありますけれども、事前運動自体は禁止されていないということで、海外では選挙運動期間を規定することなく「市民、候補者などの選挙運動の自由が保障されている」という現状があるということですね。

それで「３　あるべき姿／目指す目標／抜本的法改正」のところですが-------ここも若干もう少し加筆が必要だと思っていますが-------「3.1 抜本的法改正の内容」としましては、「市民が自由に参加できる選挙にするために、選挙運動期間の規定を定めず、事前運動と選挙運動の区別をなくし、選挙運動を自由にする」。なお、選挙手続としては立候補の届出の規定が当然必要であるわけですけれども、各選挙の任期満了とか解散などによる選挙期日の規定も第５章がありますが、これについても見直しが必要で別途規定が必要ではないかと。さらには、ここは本体になるわけですが、公職選挙法の「第十三章選挙運動」、「第十四章選挙運動に関する収入および支出並びに寄附」、および第十六章の罰則のところの関連条文削除という提案になります。

「3.2　抜本的法改正が実現した場合の効果」としては、「第一に、選挙主体である市民が、自由に選挙運動を行い、積極的に選挙に参加する機会を作ること」が可能になる。「第二に、政権政党と野党、既存政党と新しい政党・政治グループ、現職議員・前議員・新人候補者、運動員などそれぞれが公正な機会を獲得し、自由な選挙運動を行うことができる」と。

で、この「選挙運動期間の規定は、様々な選挙運動規制、公営選挙と密接に関係しており、選挙運動期間の廃止は、これらの抜本的改革の道を切り開くことになる」だろうという風に今回はまとめていますので、まだちょっと十分整理ができていないんですが、みなさんのご意見を聞いて完成させたいというように思っています。

片木淳：はい、ありがとうございました。それでは何でも質問でもご意見でも出していただきたいと思います。

城倉啓：二つほど。一つは選挙運動期間をなくした時に、取り締まり、警察による摘発。そういったものが期間も無いので自由にできると。すべての期間に。ですから運動の自由が保障されないで期間が撤廃されると危ないのではないかという反論がありうると思うのですが、その反論に対する反論を考えないといけないのかなっていうのがあります。

　それともし仮に紙面に余裕があれば、日本国憲法の改正手続に関する法律では国民投票運動期間が６０日から１８０日となっておりまして、これは公職選挙法を参考にして作ったと言われる割には非常に長いのですね。この辺りを少し補助線として「長くすることは良いことだ」という論法に使えるのかなと、ちょっと思ったんですけども。

坪郷實：後半の国民投票法のことは、この中に組み込み、こういう事例があるということは入れたいと思います。それと各国でも選挙制度と国民投票法を比べると、国民投票の方がより自由な形で行われているケースもあるわけですよね。ですからそういうこともできれば論点として入れればと思います。

　それから最初の方ですが、政治腐敗、買収などのいわゆる政治腐敗に関連することについての取り締まりをどのような規定で作るのか。これはどういう法律に作るのか。現在は公選法上の罰則の中にあるわけですけれども、いわゆる特別刑法という形で位置づけられているわけですが、それをどのように規定し直すのかという論点もやはり議論が出てくると思いますので、その点も付け加えたいと思います。これ、ちょっと今どういう風に書くかっていうのはすぐに浮かばないんですが、この二つの論点は入れて成案にしたいと思います。

片木淳：今の点とちょっと関連するんですけどね、公選法の１３章選挙運動、これはまあ良いとして、１４章ですね、選挙運動に関する収入および支出ならびに寄附の削除。罰則含めて。これはさっきの金権政治の議論と絡んで透明性と言いますかね。やたらに金のある者が有利になったらいかんということで規制されてるという点があるわけですよね。そこは、何かこれ外しちゃうと、そこちょっと違う流れかなという風に感じちゃうんですけどね。どういう風に理解したら良いでしょうかね。

坪郷實：ちょっとここでは削除すると書いてしまってますが、むしろ１３章の選挙運動と直接関連する罰則については削除にして、選挙期間を撤廃することによって関連法規の見直しが必要であるという形の位置づけで書き換えたほうが良いかなというように思います。

片木淳：ああ、そうですね。中身はさっきの話じゃないけど、これから検討するというね。流れになりますからね。

坪郷實：そうですね。ということになると思います。

片木淳：それからですね。その上なんですけども、これは何て言うか文字に拘っているようですけども、「3.1 抜本的法改正の内容」の一番右の方、1 行目ですけども、「事前運動と選挙運動の区別をなくし」という、もうちょっとぎりぎりと概念を言えばですね、事前運動も「許されない選挙運動」なんですよね。選挙運動期間に入ったら、「許される選挙運動」と「許されない選挙運動」があると。選挙期間以前は、もう全部許されない。選挙運動はね。入ったら許されるものと許されないものがあるという今の法の建て方だと思うんですけども、ここの意味がちょっと分かりにくいかなと。「区別」というね。そこはどう考えたらよろしいでしょうかね。

坪郷實：はい、今の点はご指摘のとおりですので、ここでも先ほど最初に言いましたように、選挙運動期間に今度は政治活動の方自体が制限される部分がありますので、それも含めて今むしろ片木さん言われたように表現をしないとここは十分説明されていないというような私も自覚をしていますので。まだ十分吟味をしないまま書いているので、今言われたようにこの辺りは整理をちゃんとしたいというようには思います。

片木淳：言葉の問題と言いますか、言葉をこれから分けていかなくてはいかんと、さっきの議論にも戻るんですけども、フランスは選挙期間はあると。どこの国でもこれから選挙やりますよというのはあるんでしょうね、ある程度。事実上か法令上か。それを「選挙期間」と名づけるとして、ここで議論してるのは「選挙運動期間」だということになると、さっきの城倉さんの心配も関係してくるんですけども、それを撤廃するということは選挙運動規制を撤廃するのと概念的に何が違うのかというね。ちょっとそこが分からなくなってくるんですけど。どう考えますかね…。

小林幸治：僕の記憶では、部門会議の第１回目か何かでそこら辺の議論を少ししたように思うのですが。

片木淳：やりましたね。

小林幸治：はい。それで、基本的に片木さん、坪郷さんとも一緒に作らせていただいた『公職選挙法の廃止』ってまさしくあの本が、公職選挙法自体がもう要らないよっていうことを言っていて。ただ大きくは買収も含めて何か規制が必要なところはルールとして決めておかないといけない部分があるので、そこら辺は残すべきところは残してっていう議論だったと思うんですけど、それをまさしく今、じゃぁ具体的にどこをどうするかっていう話をしてるのかなって自分の中では認識をしていて。選挙運動期間の撤廃って僕の認識では自動的に選挙運動規制そのものも一度ゼロにするということだと。

片木淳：いずれね。いずれ。

小林幸治：はい、戻して。だから坪郷さんが指摘してる通り、章ごと丸ごとなくしてしまう。ただここはでも、残しておかないところがもしかしたらあるのかもしれないので、そこはちょっとまた別で考えないといけない。ただこの中間答申においては、強い主張としてもう撤廃してしまうんだよっていうことを前面に押し出すっていうような内容がいいと思います。

片木淳：選挙運動規制をね。

小林幸治：「規制を」っていうことは、いえいえ、期間と規制というのは法律上も公職選挙法上期間が設定されてる中での運動を選挙運動としてるわけですよね。

片木淳：いやいや、事前運動も選挙運動なんだけれども...

小林幸治：事前運動は選挙期間中の運動があって事前運動があるので、そういう建前ですよね。

片木淳：いやいや、そうですけどね、さっきの坪郷先生の定義にある通り、定義はありますよね、選挙運動とは何かという。それが事前はダメだよと言われていて、そういう運動を事前にしちゃダメだよって言われているのが事前運動。入ったら一部ダメだよと、一部というかそれが非常にきついんですけどね、一部だけしか認められていないという構造でしょう。

小林幸治：選挙運動期間、選挙運動。現行公職選挙法でも選挙運動という言葉が出てこないわけではないじゃないですか。

片木淳：そうそうそうそう。

小林幸治：当たり前ですけど。選挙運動って言葉は出てきてるにもかかわらず選挙運動っていう具体的定義づけは法律の中ではされていないっていうのが坪郷さんのペーパーでも今おっしゃったとこだと思いますけど。選挙運動という章の中で、事細かく一つ一つを決めていることが今の選挙運動なわけですよね。

片木淳：要はだからそれを判例で確定してきているその意味は何かって言うのは、さっきの定義になってきてるわけですよね。大審院以来のね。

小林幸治：選挙運動っていうものの言葉の定義が無い中で法律上選挙運動というのはこういうことですよってことを事細かく、文書図画は選挙運動に当たるとか、そういったことが決められてるわけですよね。

片木淳：また条文に具体的にやらないかんけど、もし選挙運動という言葉が条文にあるとすればその解釈をしなきゃいかんと。それは「得票を得るために」っていう解釈に裁判でなってるということですね。

城倉啓：割って入って申し訳ないです。選挙運動期間と選挙運動規制の関係が問題になったので、私の理解は選挙運動規制の一部・一種として選挙運動期間を作るということがあるという風に思ってるんですね。期間というのを設けることで規制をするっていう規制の一種。期間を設けて、「この間やれ」という意味で。ですから小林さんおっしゃるようにこの規制がなくなる、期間がなくなるときにゼロから始めて新しい概念を生み出すっていうことに当然なるような重要な規制なんだと。大きな規制なんだと。期間というのは。というような感じで考えています。大体そんなご議論聞いていて思ったこと、感想。

片木淳：いやいや、ま、そうなんだけど…。

小林幸治：多分差異はないと思う。

城倉啓：差異はない。

片木淳：だから何が言いたいのかが不明だと。じゃあ具体的にどうするのかと。これですかね、さっきのこれで議論したらいいんですかね。１３章選挙運動を削除するなら期間の話ではないわけですね。具体的に期間撤廃って言った時に、じゃあどうすれば良いんですかと。上に書いてある選挙運動期間の規定を定めるということですか。じゃあそれだったら城倉さん言うように元の選挙運動規制が残ったまま期間だけ撤廃したら全部ひっかかってくるじゃないかってことにもなるね。

城倉啓：だから新しい概念を創らなきゃいけないし、それを政治的表現の自由のみで考えるという言い方でもあるかもしれませんけど。何かちょっと整理が必要ですねと。

片木淳：だからもうちょっと厳密というか突き詰めて言えば、事前運動禁止がいかんと言っているのかと。選挙運動期間撤廃というのは何を狙って言っているのか。今日の坪郷さんのやつをね、読ませていただいてもただ事前運動の話が最初の方に出てくるんですよね。だからまあ両方なんですよね。事前運動禁止というのがおかしいじゃないかと。選挙運動期間を設けてやっている。もちろんおかしいんだけど、それプラス我々は選挙運動期間の中に入ってる選挙運動規制もおかしいやないかと、両方おかしいと言ってるわけですよね。

坪郷實：一つは、現在のような形での選挙運動期間の規定を定めないということの問題だけでは片付かないわけですよね。むしろ事前運動が禁止をされてるっていうことの問題と、選挙期間中の選挙規制という両方が問題だということで、これは期間が定められたかどうかに関わらない問題、二つ問題があるわけですよね。その両方を書かないといけないということだろうと思うんですが。それと大元では、政治活動と選挙運動との区別は抽象的には可能だったとしても実態として難しいということをベースに議論をして、今の二つの点を強調して書くという形になるかと思うんですが…。

　この歴史的な経緯のところ、書きっぷりがそうなってるのでそうなのかも分からないんですが、選挙期間が決められたっていうことから始まったというよりも、事前運動の禁止から入って選挙運動期間が明確になったという歴史的な経緯を辿っているんですね。その両方の問題点を言わないといけないんだろうと思うんですが…。

片木淳：まあそうですね。選挙運動期間が定められたということは事前運動が禁止だということと裏腹ですよね。両方関係するね。

小林幸治：坪郷さんおっしゃったところを自分なりにものすごく砕いて考えると、皆同じスタートラインに立ってそこから皆選挙運動・選挙活動すべきなのに、スタートライン以前からスタートしてた奴がいるからいかんじゃないかっていう話で。だったらスタートラインはここだよってことを明確に決めるべきだろうっていう、当時そんな話からそれを決められたのかなって考えると、それはそんなに不自然じゃないなっていう。ただそれがその選挙運動期間内にできることと、その事前運動の部分と、明確にし過ぎちゃったっていうか、そこら辺の弊害がすごく出てきてるのかなと。

　選挙運動期間って定めたからすごく真面目にそこで決めたことを徹底的に決めてしまうような、後付け後付けで来たのかなという公職選挙法の歴史みたいな感じがするので、だから一度「十三章選挙運動」は全部とっぱらってゼロにした上で、先ほど城倉さんがおっしゃったように作り直す。概念も含めて。ここら辺はどういう風に作り変えるのかっていうのは相当議論が要るのと、他の戸別訪問だとかインターネットだとか供託金なんかもある意味では関係してくるんだと思います。それが個別な選挙期間との関係性の中でどうやって具体化しようかっていう話だと思います。そこはすごくリンクしてる話なので、そこをうまく表現できるかどうかなのかなっていう気はしましたけど。

片木淳：要するにね、改正案を書かないかんから、その時にもし題名が「選挙運動期間の廃止」だったら、この１枚目の１ページの下にある「３０日」とか書いてあるこの根拠条文公職選挙法、それを削除っていうことになるわけですよね。とりあえずはね。で、それ以外に何かやらないといかんのならそれを書かないかん。

坪郷實：ただですね、十分書けていないからなんですが、一つは選挙運動期間自体の設定をしない、削除と。それから選挙期日の章があるんですが、選挙期日があるために何日以内には選挙を始めないといけないってのが決まってしまうわけですね。ここを動かさないと、例えば先ほど国民投票法だと６０日から１８０日というかなり自由な設定ができるようになってるわけですけれども、それに至らないんですね。あまり変わらないかもわからないので、その意味で現在の選挙運動期間の３０日、２０日、どんどん短縮されてきた期間だけではなくて、それを大枠で縛っている選挙期日の見直しをまずは少なくともやらないといけないってのはあるんですね。

　で、そこまでで止めるというやり方はあるんですが、ただそれを出発点にして選挙期日を撤廃したことによって選挙運動規制だとかその関連のところはかなり幅広く波及するので、そこまでは一気に書ききれないのでそこは落としても良ければ今回は非常に一番の重要な大元のところを削除するという表現にした方が良いのかなとは思いますが。

片木淳：いや、そうなると城倉さんの話にまた戻って、その条文だけ削除するとなれば、じゃあ選挙運動規制は

どうなるのかというところもまた考えないといかんですね。で、それを考えたら何のためにそこの条文をあれするのか。ま、事前運動を解禁するということですかね。一部の選挙運動規制しかできなくなる、と。通年的にね。選挙運動期間だけじゃなしに。で、取り締まりの対象になると。しかし元々選挙運動は事前運動で今も取り締まられてるわけですよね。ちょっとそこが何かわかりにくいなと。

それと選挙期日の話はね、この 3 ページのさっきのフランスの選挙期間と同じように理解すれば良いんじゃないでしょうかね。何というか行政的に選挙運動を始めるような最初の始期だと。今議論してるのは選挙運動を認める期間。「用意ドン」で公平に運動しようじゃないかっていうことで始める期間を設けると。ちょっとそこ難しいですけど、そこもまた整理していただいて。どういう風に書くのかね、具体的に。新旧対照表作らないかんということになると思うので。じゃあ、今日のところはそんなことでよろしゅうございますか…。はい、どうぞ。

小林幸治：ちょっとこれはまた僕も記憶の中で何か資料があればと思うんですけど、3 ページ目の一番上で期間短縮の理由っていうところで、「政権党・既存の政党・現職議員に有利な理由付けである」って、これ多分改正の一義的な目的・理由だったと思うんですけど、僕の記憶で何かで見たことあるんですけど、短縮することで公費の負担を削減するみたいなのが出ていたので、そこもちょっと触れておいても良いかなと。そういう二義的な部分で、行政からの働きかけがあってできるだけ行政マンの負担も含めて軽減しようっていうのがずうっと続いてきたというのは、どこかの選挙管理委員会の方からお話を聞いた時も「そういう流れがあったんですよ」っていう話を聞いたので、どこかで資料があればそれも含めてご指摘していただいた方が良いかなという風に思いました。

片木淳：ありがとうございました。これはそういうことでさらに検討していただくということで…。

次ですね、濱野さんのやつが出てるんですが、実はこれはですね、さっき城倉さんから話があったんですけど、もう少し様式３の方、具体案の提案にもっていけるんじゃないかと、今までの議論からしてですね。わたしに実は手伝えという話にさっきなりまして、一応良いかなと思ってるんですが。ということで今日はいかがいたしましょうか。何か、あまり説明もあれですけども。時間が無いので省略しますが、ざっと見ていただいて、あるいは今まで、前々回でしたかね、議論をここでいただいたんですけども、何かちょっと言っておきたいということであれば、お願いしたいと思いますが。ありますか。事務局も含めてどなたでも結構ですが何かありましたら…。

石川公彌子：よくＪＣなんかが主催の候補者討論会なんかがあるんですけども、昨年の例でいくとですね、世田谷区長選でＪＣ主催の公開討論会がありまして、当日候補者がドタキャンをしたということがありまして、結局討論会が開かれなかったということがあったんですね。で、その場に結構区議選の候補者がたくさん来てまして、だったら折角集まってくれた有権者・市民の方がいらっしゃるので、じゃあ区議会議員候補の公開討論会にしたらどうなんだって提案をしたんですが、やはり情報を知らなくてここに来ていない候補者がいるので不公平になってしまうということで結局流れてしまったということがありまして。例えば立会演説会とか公開討論会にしても「出てこないから、人数揃わないから不公平だ」みたいな議論が出てくると大変もったいないので、何かこう、候補者のうちの何割以上が出席すれば成立みたいな、そういうのを入れる必要があるのかないのかっていうのをちょっと伺ってみたいんですけれども。

片木淳：前回議論になった点はですね、この立会演説会を、何て言いますかね、候補者サイドの自由化ということでやってもらうという-------候補者だけでなくてもいいですね、第三者主催でやるという立会演説会と、それから選管の方で設営してそしてまあ半分強制的にやるという二つ、両方とも認めて良いんじゃないかという結論に一応なったわけですね。

で、民間サイドで自分たちがどんどんやるっていうのを自由化した場合には、それはもうやれば良いっていうことですし、合同でやったら良いわけです。で、今おっしゃった点はおそらく公設でやる時にどの程度のやり方をするかと。強制的にですね。前回ちょっと議論したのはですね、何か昔の話では候補者は色々作戦があると。「山の方に行って俺は重点的にやりたい」とか「海の方に行きたい」とか。そこに公営のやつが「何月何日皆ここに集まってくれ」って言われると迷惑だっていうのはあったそうですね。だからその頻度とか場所とかっていうのも考えないかんということで、ちょっとそこまで詰めた議論はしてないんですね。ですから今回書くのもそこまで行かんと思いますので、その辺検討するとか、何かそこら辺は選管で考えるとか、ちょっと記述する程度でしょうかね。

ちょっとそういうことで、強制すると逆に選挙運動を候補者が自由にやれるところを阻害する面もあるようですね。それはまた案文で考えてみたいと思います。よろしくお願いします。

じゃあよろしいですか。ちょっと時間が迫ってまいりましたので「18 歳未満者の選挙運動の自由化」につきまして、紙を作っていただきましたので、説明を小林さんからお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

小林幸治：はい。少し前までは「未成年者の選挙運動の自由化」だったんですけど、18 歳選挙権が導入されましたので、「18 歳未満者の選挙運動の自由化」ということで。

「現行法の歴史的な経緯」というところは多くの選挙運動規制が同様ですけど、１９５０年に現行「公職選挙法」が制定されて、‘５２年の法改正により「未成年者の選挙運動の禁止」規制が導入されたと。事

細かくどういうことが起こったのかっていうのはちょっと調べきれてないんですけど、‘５１年の地方選挙ですか。

片木淳：この下に書いてあるやつですね。

小林幸治：はい。利用したと言うか、使用したと言うか。何かそういうことがあったという風なことが多少記録として残ってるというのがあります。その後、他の規定と同じように、「６０年以上の間見直しがされず現在に至っている」というようなことです。

で、現行法上で言うと公職選挙法第１３７条の２に具体的年齢、「年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない」。これは現行じゃなくて制定時の法律ですね。失礼しました。これが「１８歳未満」になってるかと思います。‘５２年の法改正の時にはその理由として、いわゆる未成年者に対しては、心身共に未成熟であるということから選挙権が与えられていないと。付与されていないので、選挙運動自体も規制すべきじゃないか、禁止すべきじゃないかというような理由で規定されたようです。それに対してどういうことが指摘できるか。一つは子どもの権利条約で、その政治的意見ということを保障すべき権利であるということが指摘されていたりとか、その前提として世界人権宣言とか、人権規約とかにおいても同様な「すべての人は・・・」という記述で位置づけられていますので、これについては未成年・１８歳未満にも適用されるんじゃないかというようなことをここでは示しています。

それと２ページ目、先ほども出てきました国民投票法ではどうかというと、１８歳選挙権の件も国民投票法が改正されて導入されてきたわけですけど、国民投票法の中には選挙運動の禁止規定は無いわけで、もちろん未成年者についても禁止という規定は無いと示しています。

ここではあえて指摘、記載してないんですけど、この辺は指摘が想定されるところかなと思っているところは普通選挙と国民投票法といわゆる直接投票、決定に関わることとの違いみたいなことも多分指摘されるだろうなという風に思います。先ほど坪郷さんからも国民投票法、憲法改正に関しての国民投票法とかと普通選挙に関しては、外国でも少し違う規定だと。そこら辺もちょっと調べてみる必要があるかなと思っていますが、その辺はちょっと考え方として持っておいて良いかなという風にも思っています。

国民投票法の議論でも国会の審議でも、基本的に政治活動・選挙運動に関しては自由にというのが原則で、その中でも規定すべきことは規定してきたのが歴史的経緯だというような発言もあり、基本的には原則すべての人に自由にっていうことが原則なんだろうなということに重きを置いてここで指摘してはどうかなという風にも思っています。

この間も１８歳選挙権だけではなくてインターネットの選挙運動も解禁されて、例えばインターネットの選挙運動で、もちろん候補者・政党以外もできるものもいくつかあって、電子メールに関しては候補者とか政党しかできないという今の現行法上の規定はありますけど、実際にフェイスブックだとかツイッターだとかで発信してる、配信してる人が実際に１８歳未満かどうかっていうのを確かめる術もなく進んでいる、やられているのが現行なんだろうなっていう風に考えると、それを規制すること自体も無理があるというか、限界があるので、この際なのですべて撤廃してはどうかというようなことを根拠にしてます。

で、「３　あるべき姿／めざす目標／抜本的法改正の内容」等々については、「１８歳選挙権年齢の引き下げにより、市民性教育（シチズンシップ教育）の必要性が指摘され」ているということ。また「取組みが進められ」ているということ。「現行制度でも政治活動への１８歳未満者の参加は禁止されていない」ということ。そういったことを考えると、「全ての人の政治活動、選挙運動を全面自由化すべき」ではないかということを一応置いています。

で、具体的な法改正の内容としては、公職選挙法第１３７条の２を削除することと、罰則規定である２３９条の１を削除するということです。

それが実現した場合の効果としては、学校現場ですとか教育委員会、「主権者教育の様々な取組みが進められて」いるが、実際に「その国政、自治体政策の重要性を理解」することが、「政治、選挙への関心、関与を強めるものと思われる」し、「投票権が付与される１８歳直前からその知識や情報を供与（提供）、収集」するよりも、それ以前からそういった政治活動だとか選挙運動へも関与できるようなことで醸成を図ったらどうかというようなことを効果として挙げています。

で、実際に制定時の理由として小学生が利用されて色々選挙運動に駆り出されたみたいなことが、今の社会で起こるのかどうかとも少し考えないといけないというようには思いますけど、基本的に場合によってはそれ自身を自分の意思でないことを強要した場合には、その保護者だとかその関係者などが児童虐待に当たるかどうかはすごく難しい話だと思いますけど、社会的にもそれに近いことなんじゃないかっていうようなことにも捉えられるかなというようにも思えるので、それこそ先ほどの違うテーマの議論でも出てきましたように社会的に、法律で規定するっていうよりも社会的に排除するっていうか、監視するというか、そういった方向でこの規定も考えていく方向の方が良いんじゃないかなっていうように思います。

それと僕も実際に外国に行って選挙運動や政治活動を見てきたわけではありませんけど、テレビレベルでアメリカの大統領選挙観てても大人も子どもも一緒になって立会演説会というか、そういった所にも足を運んでますし、日常的に日本の中でも行われるっていうことの方が健全なのかなっていうように思っているので、この選挙運動の「１８歳未満者への選挙運動の自由化」っていうのは導入してはどうかなというようなことです。簡単ですけど以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。それでは何でも質問等あればどうぞ。

城倉啓：用語的には「市民性教育（シチズンシップ教育)」というのと、片木代表のところにも「主権者教育」という単語もありましたし、また３ページ目のところの総務省などでは「主権者教育」。多分総務省が「主権者教育」という単語を使っているから、この場面ではそう。しかし小林委員の思いとしては「市民性教育」が適うということなんでしょうかという確認。また全体としてそれに統一すべきなのかどうかということもあるのかもわかりませんけれども。

それと被選挙権年齢の話とこれは、もちろん切り分けてはありますけれども、射程には何かあるような気もしてるんですけどもね。選挙権が１８歳になったと、そして選挙運動を１８歳以上でもできると、立候補できる歳って何なんだっていうことも何か関係があるのかなと。それは成年年齢を考えろというのが、実は改憲手続法の議論の附帯決議のところであったはずなんですけどね。成年年齢をどういう風に捉えるかと。ただ据え置きですよね、２０歳。なのでその辺りも何となく質問が予想されるところではなかろうかなと。もちろん言及する理由はあんまり無いのかもしれませんけれども、その辺り小林さんからお考えをお聞かせいただきたいと。

小林幸治：はい、ご指摘の通り、少しいま外国の状況も含めて少し情報を集めてるところなので、これは今日お示しさせていただいたのは選挙運動の自由化に限ってのことですので、被選挙権の話も当然関係してくるだろうなと。若者の投票率の低さっていうのは、それに共感するような若い人が候補者に出てこないっていうのは一つあるだろうな。でもそれを具体的にちょっと、説得材料としてどう組み立てていくかっていうことはもうひと工夫が必要なのかなと思ってますので。当然それは見越してのことだと思います。

片木淳：今の被選挙権１８歳、被選挙権を見直すべきじゃないかっていう議論もあったし、我々としてはそれも１８歳でいいじゃないかという議論もいっぺんしたような記憶もあるんですけどね。あれは今回か最終答申ではどうなる予定でしたかね。

城倉啓：今後の予定の組み方にはよると思いますけれども、最終答申で出せるとすごく良いですね。と、私は個人的には思います。その関連まで視野に入れて。「論点表」には入っていたと思います。

片木淳：今のご議論だと、しかし、これを出すともう被選挙権もすぐ言われるような。それは別途切り離して検討してるところですということですかね…。そうせざるをえないですかね。材料が要りますか…。結論は皆が良ければそれで良いんだけど…。

城倉啓：材料は要ると思います。民法の成年年齢の規定、２０歳っていう。これをどういう風にするのか。ここに本腰を入れないと被選挙権年齢を突破できないと思います。

片木淳：なるほどね。そうでしょうね。

それからちょっとよろしいですか。この１ページのね、ここの読み方なんですけどね。下から１０行目辺りの、子どもの権利条約の第２条の読み方なんですが、「政治的意見その他の意見」ってここに並んでいるのは「かかわらず」にかかってますよね。だから子どもまたはその父母がどんな宗教を持っていようが政治的意見を持ってようが、どんな社会的出身であろうが、差別してはいかんと。この条約に定める権利を尊重し確保すると。こう言ってますから、ここで子どもの選挙運動の自由の権利をここで基礎づけるつもりで引いているわけですよね、これ。ちょっとあれかなと思ったんですけども。

小林幸治：残念ながらと言ったらあれですけど、子どもの権利条約で具体的に選挙、政治活動に対してどうかっていう言及はされてないんですよね。

ただ引っ張れるとしたら、子どもの権利条約もそうなんですけど、世界人権宣言および人権に関する国際規約、すべての人に対して政治的意見その他差別してはならないっていうことは、前提としてすべての人は政治的意見を表明することを当然排除してないという風に思いますので、もう少しここの根拠を強めるような、ちょっと論文なり何なりっていうのを少し探してはいるところなんですけど、もうちょっと強められると良いなって思ってますが、正直日本の中で子どもの権利条約を推進してる方も政治的な部分というのはあまり僕の知ってる範囲だと主張されていないので、そこら辺が中々難しいかなって思ってます。

片木淳：これ「しかし」で繋いであるから、ちょっと繋がらないんでね、厳密に言えばね。だからちょっと読んだ人で知ってる人がおると、「もうちょっと後段を言わないとあれじゃないか」っていうのを言い出して後段にないと、何て言うか、崩れちゃうと。このあれでしょう。「この条約に定める権利」の中には無いということでしょう。

小林幸治：条約の中には無いんですけど、当然その条約も様々な解釈がされているので、こういう風に読むっていうのは解説本的なものは出てますので。

片木淳：ああそうですか。

小林幸治：研究者の中でそういう言及をされてる方、うまくここに当てはまるようなことを言及されてる方がいらっしゃればそれを引用してという形で使えればなと思ってます。おっしゃる通り僕もちょっと弱いなあというように思いつつ。

石川公彌子：あえて言うならば、子どもの権利条約第１２条に「自己の意見を形成する能力のある児童が、その児童に影響を及ぼすすべての事項について、自由に自己の意見を表明する権利」というのが書いてありますね。

片木淳：おお、良いのがありますね。

石川公彌子：あと１３条だと、「表現の自由」とか、１４条は「思想、良心および宗教の自由」、それから「宗教または信念を表明する自由」。で、１５条「結社の自由及び平和的な集会の自由について」ということで、児童の権利条約は言ってますね。

片木淳：その「子ども」というは定義があるんですか。

石川公彌子：第１条で「児童とは 18 歳未満のすべての者をいう」。

片木淳：ああ、全部入るんですね。分かりました。
　それから今の議論ですけど、あれですね、この相手方は未成熟であると。これ小林さん作成途上ですから、これから調べられると思うんですけど、相手の言ってることに対する何か反論をやっぱり欲しいなと。未成熟でも何だとか。まあ今の子ども条約が良いんでしょうかね。

小林幸治：正直未成熟に対する直接的なコメントっていうのはしづらいっていうところもあるし、しづらいっていうか何か「未成熟？！」みたいな話もあるので。本当に子どもに対して未成熟って言ってること自体がどうなのよって感じなところなので、何か直接的に反論もしたくないなっていう感じもしなくはないんですけども。逆に言えばもうこれだけインターネット社会になって、情報も何もかも差は無いですよね。大人が、親がいくら制限しようが、それはもう子どもは色んな手法で情報を入手するので、そういった社会の中で何か主権者教育をどんどん進めようっていうんであれば、当然選挙という大事な行為に関しては関与させるべきじゃないかっていうような、言うまでもなくっていうか。
　そこで反論ではないんですけど、１９５１～２年当時と社会状況は全く変わってるので、他の条文、公職選挙法そのものがそうだと思うんですけど、本当に時代背景がまったくずれたものになっているので、そこをまあうまい表現があれば少し指摘しておきたいと思います。

片木淳：だから直接この相手の言っていることをちょっと引いて、“未成熟であるからダメだという意見があるが…”と引いて、すぐにポンと主権者教育時代なんだし、時代が違うし、全然時代情勢違ってるっていうのを書けば、まあ一応答えてるんだなと思うんですよね。ま、それは表現の問題ですけどね。

坪郷實：ちょっと関連して。その通りだと思うんですけど、主権者教育あるいは市民性教育でも高校生が当面は対象になってるわけですけども、高校生で主権者教育、市民性教育やるってことは小学校・中学校も一貫してやるということが当然考えられないとというのがありますので、その点から今言われたように主権者教育あるいは市民性教育との観点からという新たな議論があるという反論が一つあると思います。
　それから子どもの権利条約もそうですし、子どもは未成熟かどうかというよりも、子どもは生まれた段階からで一つの人格を持った、人権を持った存在として認めるとすれば、当然政治的な権利も与えられる、付与される必要があると。そういう基本的な議論はやはり大きく変わってきてるんじゃないかと思うんですね。そういう観点からの反論ということは意識しても良いんじゃないかと思います。

石川公彌子：そもそも中学校で公民という授業が義務化されてますけど、公民って元々は政治に参加することができる人々ということで、そもそもは戦後の主権者教育じゃないですけどきちんとした有権者になれるための基礎知識を学ぶという趣旨でできあがってる科目であるわけですから、やっぱりそういう意味では１５歳、中３で公民が必修ってことになってるわけですから、少なくとも１５歳以上は正当な判断はできるという前提で義務教育も成り立っているという組み立てなのかなっていう感じはするんですけどもいかがでしょうか。

坪郷實：今までの議論は例えば公民というのはこれから新しく「公共」という科目が設定されることになるんですが-------内容がどうなるかこれからの問題だと思うんですけども-------従来の公民とかの教育の中では実践性があまり十分には議論されてこなかったという問題があると思うんですね。ただこれ１８歳選挙権によって主権者教育の議論でも、実践性を抜きにした主権者教育はやはりありえないという形で大きく変わってきた、っていうところをむしろ強調した方が良いのじゃないかっていうように思ってるんですけどね。

城倉啓：一つの国際的な実例で、ちょっと記憶でうろ覚えですけど、コスタリカでは選挙権が１８か１９かであったとしても、投票権は小さい子どもにもあるんだと。５歳か６歳かそれぐらい。何をやるかというと、実際に大統領選等で大統領の名前を書かせる。その票は１８歳未満票として数えられると。それは正式の投票ではないですけれども、しかし、うかうかしてると、大統領は「あ、若い連中はこういう意見なんだ」ということで大統領にも刺激を与え、実際に投票所で投票するという行為を「主権者教育してる」と。そういう効果があるっていうことで、他の国でも小中学校の年齢で実践性のある主権者教育をやってる国がありますねと。こういうことも一つの反論になるのかなと。

片木淳：なるほど、そうですね。

はい、それでは色々ご意見もあったようでございますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。時間が１０分ほど経過しましたが何か特にということがありましたら出していただいたらと思いますが、よろしゅうございますか。事務局の方もさっきこの中間答申のご説明は一応していただいたんですが、他にありますか。無いですか。それでは終わってよろしいですかね。じゃあ今日はこれで終わりたいと思います。どうも長時間に渡りありがとうございました。ご苦労様でした。